

## 安全保障理事会決議 1847(2008)

2008年12月12日、安全保障理事会第6038回会合にて採択

安全保障理事会は、

キプロスにおける国際連合の活動に関する2008年11月28日の事務総長報告書（S/2008/744）を歓迎し、

同島に生じている状況に照らして、国際連合キプロス平和維持軍（UNFICYP）を2008年12月15日以降も維持することが必要であることにキプロス政府が同意したことを留意し、

解決を見出す責任はまず最初にキプロスの人々自身にあるとの事務総長の断固とした確信に同調し、決定的な進展となる重要な機会が現在において存在することを強調し、キプロス紛争および同島の分断の当事者を包括的および持続性のある解決へともたらず支援における国際連合の主要な役割を再確認し、

2008年9月3日の本格的な交渉の開始、これまでなされた進展および指導者の合同声明を歓迎し、

関連の安全保障理事会諸決議に記された、政治的に平等な二共同体、二区域の連邦に基づいた包括的解決に向けた決定的な進展を行うために、それらの交渉に完全、柔軟かつ建設的に従事する全ての当事者の重要性を強調し、

交渉における継続された気運および善意と信頼の維持を奨励し、実質的な進展と現在の機会の完全な利用を期待し、ギリシャおよびトルコキプロス指導者に対して、これまで示してきた政治的指導力を称賛し、さらなる進展と進捗状況を安保理に伝え続ける事務総長の意図を歓迎し、

信頼醸成措置の通知および軍事演習の中止を歓迎し、これら措置の履行および共同体間の信頼を築くためのさらなる措置の合意及び履行を期待し、

キプロス人による継続した通過の重要性を再確認し、レドラ通りの通過の開通に対する歓迎を繰り返し表明し、ほかの通過点の相互の合意による開通を奨励し、この文脈において Limnitis/Yesilirmak 通過点の開通を実行するための指導者の共同声明における公約を留意し、

包括的および恒久的なキプロスの解決から生じるすべてのキプロス人にとって多くの重要な利益を確信し、両側がこれら利益を、またそれらを確実とするための柔軟性の必要性を、将来行われるであろう住民投票よりも十分事前に、両共同体に明確に伝えることを奨励し、

現在の機会を完全に利用するためにギリシャおよびトルコキプロス指導者の支援において国際社会が担い続ける支援的な役割を強調し、

同島および境界線沿いの治安状況が概して安定しているとの事務総長の評価に留意し、両側を含む事件の総数の減少を歓迎し、緊張の高まりをもたらし、これまで達成されてきた肯定的な進展を損いあるいは同島への善意に損害を与える、UNFICYP の移動の制限を含む、いかなる行動を回避することを両側に対して促し、

両側が国際連合によって用いられた 1989 年の覚書を受け入れる場合には、緩衝区域の事態が改善するという事務総長の断固とした確信を想起し、

地雷除去活動の手續においてなされた進展を歓迎し、残された地雷原の除去に対する事務総長の呼びかけに同調し、また同作業が 2008 年の時期を超えて行われるように、同年以降の地雷行動センターによって基金が緊急に求められることを懸念しつつ留意し、

行方不明者委員会の重要な活動の進捗状況と継続を歓迎し、この過程が共同体の間の和解を促進することを信頼し、

積極的かつ活発な市民社会が政治過程に必要不可欠であることに同意し、特に同島におけるすべての国際連合機関によるものも含む、二共同体間の接触および活動を促進するすべての取り組みを歓迎し、市民社会の積極的な従事と、経済および商業機関の間の協力の奨励を促進し、そのような接触におけるすべての障害を取り除くことを、両側に対して促し、

現場での発展および当事者の見解を考慮し続けながら UNFICYP の活動を詳細に再検討し続け、正当な根拠があればすぐに UNFICYP の職務権限、兵力の水準および活動の概念を更に調整するために適当な勧告とともに安保理に戻す事務総長の重要性を再確認し、

包括的解決へと至ることを目的とした本格的な交渉の実行において当事者を支援する職務権限を持つ事務総長特別顧問として、Alexander Downer の任命を歓迎し、

また、キプロスおよびギリシャ政府による、UNFICYP の資金への自発的拠出金に対する

事務総長の感謝、ならびにほかの諸国および機関からのさらなる自発的拠出金への事務総長の要請に同調し、

すべての国連平和維持活動における HIV/AIDS およびほかの伝染病の予防および抑制について、平和維持要員に周知徹底する国際連合による取組を歓迎した奨励し、

1. 職務権限に従った、事務総長報告書における過去 6 カ月間の現地における進展の分析を歓迎する。
2. 2008 年 9 月 3 日の本格的な交渉の開始、およびこれが創設した包括的かつ恒久的な解決への展望を歓迎する。
3. 交渉の気運の強化、信頼と善意の現在の状況の維持、および建設的かつ自由な様式での過程への従事を含む、この機会の完全な利用を促す。
4. 信頼醸成措置の通知および軍事演習の中止を歓迎し、これら措置が完全に履行され、また指導者の共同声明に言及されているとおり、ほかの通過点の開通の可能性をも含むさらなる措置への合意を期待する。
5. キプロスに関するすべての関連諸決議、とりわけ 1999 年 6 月 29 日の決議 1251 (1999) およびその後の諸決議を再確認する。
6. UNFICYP への完全な支援を表明し、その職務権限を 2009 年 6 月 15 日に終了するまでのさらなる期間延長することを決定する。
7. UNFICYP の職務権限を尊重しながら緊急事態として、未解決の問題に関する早期合意に達するために、両側に対して、未解決の問題に関する早期合意に達するため、緩衝区域の画定に関して、および国際連合の 1989 年の覚書に関して、UNFICYP との協議に、従事することを継続することを求める。
8. トルコのキプロス側およびトルコ軍に対して、2000 年 6 月 30 日以前に存在していたストロビアにおける軍事的状況へと回復することを求める。
9. 事務総長に対して 2009 年 6 月 1 日までに本決議の履行に関する報告書を提出し、安全保障理事会に対して必要に応じて事件に関する最新情報を継続して伝えることを要請する。

10. 性的搾取・虐待を容赦なく取り締まるという事務総長のゼロ・トレランス政策を実施し、その要員による国際連合行動規範の完全な遵守を確保するために UNFICYP によってなされている努力を歓迎し、事務総長に対して引き続き、これとの関連で必要なあらゆる策を講じ、安全保障理事会に情報を提供し続けることを要請し、兵力提供国に対して、展開前の啓発教育の実施を含む適切な事前予防策を講じ、自国の要員がかかる行為に関与した場合には、懲戒処分などの行為により、全面的なアカウンタビリティを確保するため、懲戒処分そのほかの処分をとることを促す。

11. この問題に引き続き取り組むことを決定する。